

## 施策等実施状況の公表と意見募集について

住工共生のまちづくり条例第 20 条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第 20 条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第 1 項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

### 1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間

平成 29 年 9 月 15 日（金）から 10 月 13 日（金）

### 2. 広報

市ホームページ、市広報紙、FAX、メールマガジンにて情報発信

上記の広報媒体とは別に、過去に住工共生まちづくり審議会の委員を務めていただいた方、市の支援制度を活用いただいた企業、住工共生まちづくり協議会や市内経済団体等への協力依頼を実施

### 3. 公表資料

- ・これまでの住工共生まちづくり推進に関する取組みの経過（資料 1 - 2）
- ・平成 26 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 1 - 3）
- ・平成 27 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 1 - 4）
- ・平成 28 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 1 - 5）
- ・川田四丁目、水走五丁目地区の特別用途地区リーフレット（資料 1 - 6）
- ・高井田中一丁目地区の地区計画リーフレット（資料 1 - 7）

### 4. 対象者

市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体

### 5. 意見の提出者数

事業者：9 社 市民：1 名 団体：2 団体

## 6. 意見の内容（要旨）

### 住工共生の取組み全般に関する意見

- ・東大阪市が住工共生の取組みをしている事を知らなかった。東大阪市内で様々な取組みがされている事をパンフレットや講習会等で各企業にもっと情報が伝わるようにして頂きたい。（事業所）
- ・これまでの住工共生のまちづくり施策等の実施状況について、商工会議所の協力や会社訪問時による説明などもう少し東大阪市内の企業へアピールすべきではないか。（事業所）
- ・特別用途地区の支援について、地権者向けの支援をもう少し検討してはいかがか。今回の支援内容は企業向けの方に重点が有る様に感じた。（事業所）
- ・当社は、準工業地域内で操業しているが、近年周りに住宅ができ騒音など苦情がでないか心配である。（事業所）
- ・国の事業で省エネ機械を導入することで補助金が支給される制度があるが市にもあれば良いと思う。（事業所）
- ・私が東大阪市内に住み始めた12年前に比べ、工場が減り住宅が増えたように感じる。私も以前は、工場の音や交通会社のアイドリング等に悩まされた時期があったが、今は住宅地の中で静かに落ち着いている。少しずつだが、地域が区切られているように思う。ただし、人、車（大型車を含む）が多い町にもかかわらず、道が細かったり、車が道に停車をしていたりするため、遊歩道や自転車道がもっとあれば良いのではないか。（市民）
- ・住工共生の取組みについて、日々取り組むことで少しずつでも改善され、より良い環境になると思う。東大阪市内のために、私達のためによりしくお願いしたい。（市民）
- ・住工共生に関するこれまでの施策に加え、水走の特別用途地区、高井田の地区計画を指定したことは、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全するための大きな第一歩である。規制の対象や内容についても評価に値する。今後、他のモノづくり推進地域においても地権者や住民の意見を聞きながら工業保全地域を拡げていただきたい。（団体）
- ・高井田まちづくり協議会と意見交換しながら、高井田のまちの景観を良くすることとモノづくりの現場が道路（外）から市民や観光客にわかるような工夫ができないか。（団体）

- ・施策の周知を工夫することで施策利用件数も増加する。それに伴い、商工予算も充実させる必要があるのではないか。(団体)
- ・東大阪市のモノづくり施策は、他の自治体に比べ量的にも質的にも豊富だが、創業を促進する施策を重視していく必要があるのではないか。例えば、小規模工場の所有者に対する工場リニューアルへの補助制度や事業者に対する家賃補助など、「開業するなら東大阪市内」と言われるような施策を考えてはどうか。(団体)
- ・住工共生は進んでいるようで進んでいない。市は、縛りをかけやすい場所だけを縛り全体的に進むのが遅い。高井田まちづくり協議会が活動をはじめた15年前から市も本気で行動を起こしていれば。すでに廃業が多すぎて町工場を守れていない。条例についても、「しましょうね」、「お願いね」ばかりで罰則や規制がない。今は工場が立地しても良好な操業環境が維持できなければ、投資の意味がない。東大阪市内に工場を移転しても周辺に住宅が建つと工場側が肩身の狭い側にまわり操業に支障をきたす。強く行動を起こしていただきたい。(団体)
- ・モノづくりのまちであれば、もっと保全の環境をつくってほしい。今となつては物流や海外との賃金の格差から東大阪市の加工賃は30年前より後退している。金額だけを見て発注する大手企業のモノづくりを変えなければ零細工場は残らない。今や零細には仕事が少なく、儲からないため後継者も持てない。市が安い賃貸で工場長屋を提供するとか、使用していない市の土地を貸工場にすればどうか。(団体)

#### 相隣環境対策支援補助金制度に関する意見

- ・相隣環境対策支援補助金については、住宅だけでなくオフィスでも隣接する工場施設の騒音や振動で不快な思いをしている場合もあるので配慮いただきたい。(事業所)
- ・近隣騒音対策で支援制度を活用した。現在は、安心して作業をしている。ただし、私が年を重ね、事業承継に不安を感じている。(事業所)
- ・国が行っている補助金制度は事前の計画書、相見積、実施後の検証等の制約条件が厳しく提出書類も膨大となり、現実の交付に至るまでのハードルが非常に高い。一方、東大阪市の制度は早期問題解決を主眼においており、当社は相隣環境対策支援補助金を活用したが、事務処理が簡素化され、当社としては大変助かった。ただし、現在の相隣環境対策支援補助金は、現に苦情が発生していることが必要だが、苦情がなくても、その水平展開として講じる予防措置について範囲をひろげて頂くと良いのではないかと。(事業所)

- ・相隣環境対策支援補助金を活用したが、現在も、近隣住民からの騒音・振動苦情が平均すると年間1～2件程度ある。住民の方には対策を説明のうえ了承頂くと共に、東大阪市の苦情担当部局と随時情報交換を行っている。(事業所)
- ・相隣環境対策支援補助金について、苦情担当部局が受ける苦情件数や内容および苦情担当部局と連携しながら対処した結果についても審議会に報告する必要があるのではないか。(団体等)

#### 工場移転支援補助金制度、モノづくり立地促進補助金制度に関する意見

- ・住工共生の取組みは、東大阪市が発展するために必要な施策である。特に、工場移転支援補助金と立地促進補助金は有効だと考える。(事業所)
- ・工場の移転時に補助制度を活用できるのは非常にありがたい。他の補助制度に関しても地元での産業振興のため継続して実施いただきたい。(事業所)
- ・工場移転支援補助金と立地促進補助金を活用し、市内での移転を第一に考えて新規事業用地を探し現在に至った。従業員の住居地が東大阪市、八尾市、生駒市に集中していることから雇用を一定程度は守ることにつながったと思う。当社は新事業地への移転は成功のうちに完了したが、事業を軌道に乗せていくには本格的に3～5年はかかるように考えている。固定資産税と都市計画税の増加は新築した以上避けられないが、生産効率の向上を目標に乗り切ろうと考えている。(事業所)
- ・工場移転支援補助金、立地促進補助金について、年々利用件数が増加している。市民や事業者への周知方法として、利用者の取材内容を番組にしてケーブルテレビで放映してはいかがか。(団体)
- ・工場移転支援補助金制度について、工業系の用途地域以外から移転する工場を対象にしているが、調査によると設備導入に伴い広い工場への移転要求が高いため、工業系の用途地域からの移転も補助対象としてはいかがか。(団体)